

令和8年5月22日提出

## 有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和8年5月23日(土) ~ 令和8年6月22日(月)						
場所	—						
内容	<p>諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"><tr><td>指名停止業者</td><td>【登録部門:建設工事】 株式会社大林組 取締役社長 佐藤 俊美 東京都港区港南二丁目15番2号</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td>1か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td>大林組が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、同社の社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったとして、同社及び同社の社員が、令和8年3月24日付で鰺沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことによる措置。  諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第2「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当</td></tr></table>	指名停止業者	【登録部門:建設工事】 株式会社大林組 取締役社長 佐藤 俊美 東京都港区港南二丁目15番2号	指名停止期間	1か月	指名停止の理由	大林組が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、同社の社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったとして、同社及び同社の社員が、令和8年3月24日付で鰺沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことによる措置。  諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第2「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当
指名停止業者	【登録部門:建設工事】 株式会社大林組 取締役社長 佐藤 俊美 東京都港区港南二丁目15番2号						
指名停止期間	1か月						
指名停止の理由	大林組が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、同社の社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったとして、同社及び同社の社員が、令和8年3月24日付で鰺沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことによる措置。  諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第2「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当						
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約課 担当:本田、西山 電話番号:0957-22-1500(内線3683) E-mail: <a href="mailto:keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp">keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp</a>						
担当課	同上						
備考 (記事解禁日等)							